

令和3年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

- 1 「令和3年版成果レポート（案）」について…………… 1
- 2 「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポートについて…………… 13
- 3 適切な避難行動の促進について…………… 20
- 4 審議会等の審議状況について…………… 26

【別冊】

別冊1：「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポート

令和3年6月21日
防災対策部

1 「令和3年版成果レポート（案）」について

防災対策部主担当部分抜粋

第三次行動計画

施策 111 災害から地域を守る自助・共助の推進

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日ごろから防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっているとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響により主指標は目標値を下回っているものの概ね達成しており、また副指標についても影響を受けない項目は目標を達成しているため、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	50.0%	52.5% 46.2%	0.88	55.0%		60.0%
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
3年度目標値の考え方	東日本大震災以降で最高値となった数値（平成25年度実績値 57.5%）を上回るよう、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年約2.5%高めることをめざし、目標値を設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
地区防災計画等を作成している市町数	6市町	14市町 6市町	0.43	19市町		29市町
「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	24.5%	26.7% 27.7%	1.00	28.9%		33.3%
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	82.7%	87.0% 89.7%	1.00	91.3%		100%

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		94.0%	0.79	96.0%		100%
	91.7%	74.1%				
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計）		300件	1.00	600件		1,200件
	—	557件				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	276	467	426		
概算人件費		246			
(配置人員)		(27人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援などに取り組みました。今後ともさまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、防災対策に取り組む必要があります。
- ②避難を必要とする人の適切な避難を支援するため、災害リスクを反映したデジタルマップで避難計画を作成できるWebサイト「Myまっぷラン+（プラス）」の構築を、試行している地域からの意見をふまえて行いました。構築したWebサイトを県内各地域で活用いただけるよう周知する必要があります。また、令和2年7月豪雨で顕在化した社会福祉施設における避難上の課題をふまえた対策を促進する必要があります。
- ③県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、防災啓発車による啓発活動等を行うとともに、地域における地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定およびこれらに基づく取組を支援しました。今後も市町と連携して、「防災の日常化」の定着や「共助」につながる活動を促進する必要があります。
- ④「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議」の活動として、関係県と連携した国への提言活動や子どもから大人まで幅広い世代への防災啓発を目的に国が主催する「ぼうさいこくたい2020」（オンライン開催）に参加して普及啓発を実施しました。今後も継続して取り組む必要があります。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組に加え、海拔ゼロメートル地帯での避難対策を支援しました。引き続き、市町が実施する防災・減災対策の取組を支援する必要があります。

- ⑥災害時の県民の適切な避難行動を促進するため、気象や災害に関する情報等を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しました。また、より適切な避難行動につなげるため、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報をSNSやAIを活用しリアルタイムに収集するシステム等を開発しました。今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報収集ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。さらに、コロナ禍では密集を避けるために自宅や知人宅等の避難所以外の場所に避難することも想定されるため、停電時の電源確保も課題となります。
- ⑦学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒には外国語版（5カ国語）を配付しました。また、防災ノートの家庭持ち帰り用教材として作成したワークシートを活用している学校の割合は年々増加しています。引き続き、児童生徒が防災ノートで学んだ内容の理解を深め、家庭での防災対策につながるよう、家庭における防災ノートの活用を一層進める必要があります。
- ⑧教職員を対象とした防災に関する研修については、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン形式による学校防災リーダー等教職員研修を2回（8月）実施しました。また、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等における家庭や地域と連携した取組を支援しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭や地域と連携した防災活動に取り組む学校が減少しました。今後は、感染防止対策を徹底しながら、家庭や地域との連携に取り組むとともに、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組む、防災教育の一層の推進を図る必要があります。
- ⑨県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、平成28年度以降、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学习を実施してきましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、やむなく中止としました。被災地で得られた学びや経験は、県内の防災教育・防災対策のさらなる推進につながることから、今後もこうした取組を継続していく必要があります。
- ⑩市町教育委員会や県立学校を職員が訪問し、学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営にかかる訓練等について指導助言を行いました。また、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、実践的な災害対応力向上を図る研修を修了した教職員50名により、被災した学校の早期再開を支援する「災害時学校支援チーム」を設置しました。
- ⑪みえ災害ボランティア支援センターの運営に参画し、コロナ禍であっても、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が少しでも円滑かつ効果的に支援活動ができるよう研修会を3回開催するとともに、受援ガイドラインを策定しました。引き続き、発災時における早期復旧に向け、受援環境の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ⑫住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行いました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。特に木造住宅については、診断実施の後、設計、改修につなげる必要があります。
- ⑬「みんなでつくる避難所プロジェクト事業」として、避難所における生活環境の向上や避難者の多様性への配慮を促進するため、防災レシコンテストの実施や、児童を対象とした避難所イメージゲームの開発・DVDの作成、企業等とコラボした避難所資機材の開発を行いました。今後は、開発した教材等を活用した啓発を継続して行い、防災の日常化の定着につなげていく必要があります。（みんつく予算）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、防災活動を中止せざるを得なかった地域等が多くあったことから、「地域の防災活動に参加した」方の割合が昨年度から3%以上減少し、「率先して防災活動に参加する県民の割合」については目標を達成することができませんでした。今後は感染防止対策を行いながら防災活動に取り組んだ事例の紹介や情報交換などを推進し、地域や企業等の活動を促進する必要があります。
- ・市町と連携して地区防災計画の作成を促進したことにより13市町で取組が進んでいますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために避難訓練による計画の検証が行えなかったことなどにより、「地区防災計画等を作成している市町数」は目標を下回りました。今後は「Myまっぷラン+（プラス）」などを活用して、地区防災計画等の作成を促進する必要があります。
- ・「防災みえ.jp」のさらなる利用促進に向けて、各種防災イベントや新聞、ラジオ等を活用した利用の呼びかけなどの普及啓発を行った結果、「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合について目標を達成することができました。
- ・近年、台風や豪雨といった風水害が頻発化、激甚化していることを受け、感染症拡大防止をふまえた防災対策や適切な避難についての啓発活動を強化したことや、AIやSNS（Twitter・LINE）、スマートフォンアプリ（Yahoo!防災速報）を活用して、気象や災害に関する情報等を県民に対し適宜提供したことで、大雨等の際に避難行動をとる県民の割合について目標の達成に結びついたと考えられます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により4、5月が学校の臨時休校となり、その後も学校行事の中止や感染症対策として外部の方との交流の制限などが行われたため、防災教育の取組についても縮小・簡素化されたことに伴い、家庭や地域と連携した防災活動に取り組む学校が減少しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響下でも実施可能となるよう、防災教育の手法の検討を進めます。

令和3年度の取組方向 【防災対策部 副部長 井爪 宏明 電話:059-224-2181】

- ①「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動等へ派遣します。また、令和3年は紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、当時の教訓をふりかえり、備えや対策を促進するためのシンポジウムを開催し、県民の防災意識の醸成につなげるとともに、「みえ防災・減災アーカイブ」を活用した普及啓発にも取り組みます。さらに、「みえ防災・減災センター」のハブ機能・シンクタンク機能を活用し、市町・地域・企業の防災活動を支援します。あわせて、「新しい生活様式」に対応した避難所運営に関するアセスメントを実施し、市町における新たな避難スタイルの確立・定着を促進します。
- ②避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、「Myまっぷラン+（プラス）」を活用した取組の水平展開を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、適切な避難実施に向けた調査を実施しモデルケースを構築します。
- ③県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、引き続き防災啓発車による啓発活動を行うとともに、地域における地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定およびこれらに基づく取組を支援します。
- ④「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議」の活動として、関係県と連携して国への提言および普及啓発活動等を通じて、巨大地震・津波の被害を最小限にとどめるための活動を展開します。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化をはじめ、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組や海拔ゼロメートル地帯における避難対策を支援します。

- ⑥「防災みえ.jp」のホームページやメールにより気象や災害に関する情報等を提供するとともに、SNSで県民にわかりやすい表現で防災情報等を伝えるなど、防災情報プラットフォームの活用を図ります。また、家族同士の呼びかけによる避難行動を促進するとともに、SNSにより市町職員、消防団員等から収集した情報や県民等がSNSで発信した災害情報をAIを活用して集約することで、県民へのタイムリーな情報提供や早期の現場対応などの災害対策につなげます。さらに、自宅や知人宅等の避難所以外で停電した時でも、安全・安心に過ごすことができるよう、電源確保の方法について普及啓発することにより、災害時の「備え」を促進します。(みんつく予算)(一部)
- ⑦県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校等に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進します。また、防災ノートの家庭への持ち帰りを促進し、保護者と話し合うことで、児童生徒が理解を深めるとともに、家庭における防災の取組を進めます。
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながらオンラインの活用などの防災教育の実施方法を検討し、学校が行う家庭や地域と連携した体験型防災学習等を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、教職員の防災にかかる資質の向上を図ります。また、県内の中高生を東日本大震災の被災地に派遣し、現地の方との交流や学習を通して、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成に取り組みます。
- ⑨令和3年度末までにのべ80名の隊員を育成することを目標とし、引き続き、「三重県災害時学校支援チーム」隊員の育成を行います。また、育成した隊員のスキルアップを図り、県内外で災害が発生した際には、被災した学校に「三重県災害時学校支援チーム」隊員を派遣して、教育再開等の支援を行います。
- ⑩大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、コロナ禍においても円滑な受援がなされるよう、令和2年度に策定した受援ガイドラインに関する研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備を図ります。
- ⑪耐震診断から設計、補強工事につながるよう耐震化の支援内容の見直しを行うとともに、設計者や施工者に対して低コストの補強工法等の普及を図ります。また、引き続き、戸別訪問や防災イベント等の機会に、住宅所有者に木造住宅の耐震化を直接働きかけるほか、無料耐震診断や補強工事等に対する補助事業を実施し、木造住宅の耐震化を促進するとともに、耐震性がない木造住宅の除却に取り組む市町に対する支援を行います。
- ⑫耐震改修促進法により耐震化を促進している緊急輸送道路*を閉塞するおそれのある沿道建築物について、耐震診断および耐震改修工事等を実施するよう、引き続き、市町や関係団体と連携して所有者等に必要な支援を行います。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

施策1.1.2

防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	主指標・副指標ともに概ね目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率		100%	0.93	100%		100%
	98.2%	92.7%				
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値					
3年度目標値の考え方	「三重県防災・減災対策行動計画」の取組を着実に進め、毎年度設定した目標値を100%達成することを目標に設定しました。					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県が主催し、市町、防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数		13回	1.00	13回		13回
	13回	13回				
業務継続計画（BCP*）を整備する病院の割合		58.1%	1.00	65.6%		100%
	52.7%	62.4%				

目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
消防団員の条例 定数の充足率		92.8%	0.97	93.0%		93.3%
	91.4%	90.0% (速報値)				

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額等	3,771	7,045	6,027		
概算人件費		1,111			
(配置人員)		(122人)			

令和2年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策の取組を進めました。今後も、本計画に基づき着実に取組の推進を図るとともに、市町の防災・減災対策を支援していく必要があります。
- ②国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で直接検知するためのDONET*を活用し、県南部地域9市町において津波予測・伝達システムを運用しました。今後も、伊勢湾岸地域も含めた運用に向けて、引き続き取組を進める必要があります。
- ③県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組み、災害が発生した際は被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を成し遂げる職員を育成するため、「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて作成した研修計画に基づき、研修を実施しました。今後も、毎年作成する研修計画に基づき、計画的に人材育成を進める必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況での災害対応力の向上を図るため、「三つの『密』」を避けた分散型災害対策本部により、総合図上訓練を9月と2月の2回実施しました。また、11月に開催した三重県総合防災訓練では、同様に新型コロナウイルス感染症の発生も想定し、国や防災関係機関、地域住民と連携した実動訓練を実施しました。新型コロナウイルス感染症や気候変動、情報共有ツールの技術革新等の状況変化もふまえ、県民の皆さんの生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに深め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の発生や国の物資調達・輸送調整等システムの運用開始等を受け、三重県広域受援計画を修正しました。三重県広域受援計画の実効性を高めるためには、県と市町が連携した受援体制の構築が必要であり、「三重県市町受援計画策定手引書」の活用や物資の受入れ等に関する研修の開催により、市町受援計画の策定を支援しています。引き続き、すべての市町で受援計画が策定されるよう支援していく必要があります。
- ⑥本県への台風襲来が予想される場合は、タイムラインを発動し、各段階に応じた「抜け・漏れ・落ち」のない災害対策を講じています。また市町も一体となって取り組むため、「市町タイムライン基本モデル」を活用して、市町にタイムライン策定の働きかけを行い、全市町がタイムラインを策定しました。引き続き、「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行う必要があります。

- ⑦物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとして現物備蓄をしている食料や飲料水、生活必需品を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握・共有しました。また、乳児用液体ミルクや携帯・簡易トイレとあわせて、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液、簡易ベッド、間仕切りの現物備蓄を行うとともに、流通備蓄による物資の確保に向けて、民間事業者との協定締結を進めています。今後も流通備蓄をはじめとした必要な物資の確保に努めるとともに、食品アレルギーを考慮した食料も備蓄が促進されるよう、市町等防災対策会議において市町へ働きかける必要があります。
- ⑧広域防災拠点について、消防設備やフォークリフトの点検や修繕など、維持管理を行うとともに、物流機能を改善する工事を実施しました。引き続き、適切な維持管理に努めていく必要があります。
- ⑨広域避難について、海拔ゼロメートル地帯における取組として、平成 28 年度に桑員地域 2 市 2 町が締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性のあるものにするため、2 市 2 町と県で、「桑員地域広域避難タイムライン」を策定しました。今後も市町の広域避難や分散避難の取組を支援していく必要があります。
- ⑩「南海トラフ地震臨時情報」への対応について、県内全市町を対象とした「防災施策に関する研究会」を開催するなど、市町での計画策定に関する課題や進捗状況の情報共有を図るとともに、市町域を越える避難の検討を行うなど、市町を支援しています。また、住民説明会等の場を活用し、住民や関係団体のとるべき対応等を周知しています。今後も引き続き、市町の計画策定等を支援するとともに、県民等に対して南海トラフ地震臨時情報への対応を周知していく必要があります。
- ⑪防災通信ネットワークについて、常に良好な通信状態を確保するため、適正な維持管理を行うとともに、令和 4 年 11 月末までとされている無線設備の新基準への適合や、機器の老朽化に対応するため、更新工事を進め、消防施設に設置する地上系防災行政無線の更新を完了しました。引き続き、市町や災害拠点病院等に設置する地上系防災行政無線設備について、計画的に更新作業を進める必要があります。
- ⑫震度情報システムについて、県内の震度情報を収集して災害対応に活用するとともに、気象庁および消防庁に震度情報を提供しています。また、県内全域に設置している震度計の老朽化に伴う更新を完了しました。引き続き、災害対応に活用するため、震度情報システムについて適正に管理していく必要があります。
- ⑬有事への対応力の向上を目的とした国、関係機関と連携した国民保護共同図上訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、実施を取りやめましたが、訓練に向けた事前協議や勉強会の開催等を通じて、関係機関の国民保護への理解力向上に努めました。また、ホームページ等により県民へのわかりやすい情報提供を行いました。引き続き、関係機関と連携した訓練の実施や、県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑭災害発生時、迅速な救助に加え、被災状況を映像で把握することができる県警ヘリの整備を行うことが重要です。また、2 機のヘリを安定的かつ最大限に活用するため、操縦士を育成し、1 機 2 名体制とする必要があります。
- ⑮災害時においても全ての病院で必要な医療が提供できるよう、BCP の考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備を促進しています。引き続き、研修会の開催によりマニュアルの整備促進と定着化に取り組む必要があります。また、災害保健医療に精通した人材育成や医薬品等の確保・供給体制整備を図るため、研修等の実施による災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、DMAT*、DPAT*、DHEAT*等の体制強化や、医薬品の確保・供給に関するマニュアルの改訂等による体制の見直しに取り組んでいます。引き続き、災害保健医療に精通した人材の育成や、医薬品等の確保・供給体制等の整備について取り組む必要があります。

- ⑩令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化にも取り組みました。また、猛暑から子どもたちの命を守るため、令和2年6月末までに全ての普通教室における空調設備を整備するとともに、使用頻度の高い特別教室への整備を進めました。県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、今後も、計画的に老朽化対策を進める必要があります。
- ⑪公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、年度当初に対策未了であった11棟のうち6棟で対策工事が完了しました。引き続き、天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑫消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ⑬高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

・『三重県防災・減災対策行動計画』における『公助』を対象とした行動項目の進捗率』について、県が実施する防災訓練や職員の防災研修、防災情報プラットフォームの活用、公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策促進等が着実に進んだことから、対象とした行動項目で概ね進展が見られました。

・新型コロナウイルス感染症が発生している状況においても的確に災害対応を行うことができるよう、感染症対策を行った分散型対策本部での総合防災訓練と総合図上訓練、地方部図上訓練を計画どおり実施することができました。また、総合図上訓練を2回にわたり実施し、分散型災害対策本部の運用を概ね確立することができました。

・全国的に消防団員数の減少傾向が続いており、本県においても同様の状況にあることから、今年度から、「消防団充実強化促進事業」を創設し、市町が実施する入団促進活動を支援してきましたが、コロナ禍における活動の中止・縮小の影響もあり、「消防団員の条例定数の充足率」については目標を達成することができませんでした。

引き続き、「消防団充実強化促進事業」も活用しながら、消防団員の確保及び充実強化を図るための市町の取組を三重県消防協会や関係機関と連携して、支援していく必要があります。

令和3年度の取組方向 【防災対策部 副部長 井爪 宏明 電話:059-224-2181】

- ① 三重県防災対策推進条例や三重県防災・減災対策行動計画に基づく取組を進めており、引き続き着実に取り組んでいきます。また、前年度の取組状況をまとめた実績レポートを作成し、的確な進捗管理を行います。さらに、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを行います。
- ② 南海トラフ地震による津波を早期に検知し、適確な避難につなげていくため、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を運用し、県民に速やかな避難を促す緊急速報メールの発信や津波到達時間等の情報把握に備えていきます。
- ③ 「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて作成する研修計画に基づき、災害（被災）イメージ力の向上等を図るために作成した研修教材を活用して、役割や階層に応じた研修を実施し、県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成を図ります。

- ④災害対策活動体制について、国・県・市町・防災関係機関等が連携したさまざまな訓練等を通して、充実・強化を図っていきます。特に令和3年は紀伊半島大水害から10年の節目の年であることから、紀伊半島大水害の教訓をふまえたこの10年間の防災対策を検証し、成果や課題をふまえた訓練を実施することで、自治体や関係機関の災害対応力の向上を図ります。また、分散型災害対策本部による総合図上訓練を実施し、新型コロナウイルス感染症もふまえた災害対応力の向上を図ります。
- ⑤避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、市町における受援計画の策定を支援します。
- ⑥「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行うとともに、住民の適切な避難行動につなげます。
- ⑦物資の備蓄について、現物備蓄している物資の適切な管理を行うとともに、地震等でライフラインが途絶えた場合でも、水・燃料等を使わずに授乳することができる乳児用液体ミルクをはじめとする必要な物資を市町と連携して確保するとともに、食品アレルギーへの対応について、市町に働きかけます。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄による物資の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。
- ⑧広域防災拠点について、その機能が維持できるよう、引き続き適切な維持管理を行います。
- ⑨海拔ゼロメートル地帯における取組として、桑員地域2市2町と連携し、「桑員地域広域避難タイムライン」を活用して、広域避難に係る訓練と検証を行います。また、その他の市町の広域避難や分散避難の取組についても支援していきます。
- ⑩「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて、引き続き市町と連携し、県民の皆さんに「南海トラフ地震臨時情報」に関する普及啓発を行うとともに、市町とともに市町域を越える避難体制を検討するなど、地域の防災対応力の充実・強化を図ります。
- ⑪地震、台風などの災害による非常時にも必要な通信を確保するため、防災通信ネットワークの適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備について、より信頼性の高い設備への更新を計画的に行います。
- ⑫震度情報の収集により、関係機関が地震対策の分析や地震発生時に迅速な災害対応等が行えるよう、震度情報システムについて適正な維持管理を行います。
- ⑬有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、「三重県国民保護計画」の所要の見直しを行うとともに、計画に基づき、国、関係機関と連携した国民保護共同訓練を実施します。また、ホームページ等により県民へわかりやすく情報提供していきます。
- ⑭県警ヘリのうち「航空すずか」が、令和3年度に法定点検を迎えるため、必要な整備を行います。また、下位の操縦士免許を保有した職員に対し、県警ヘリ運航に必要な免許を早期に取得させます。
- ⑮災害時においても全ての病院で必要な医療が提供できるよう、引き続き、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルの整備促進と定着化を図ります。また、災害医療を支える人材を育成するため、災害医療コーディネーター研修等を実施するとともに、DMATの訓練への参加を促進します。さらに、DPATについては、研修会の開催や、DMAT等との連携推進、災害拠点精神科病院の指定等により体制強化を図ります。DHEATについては、構成員増員のために必要な専門研修へ参加するとともに、派遣・受援体制の強化を図るための研修会を開催します。加えて、災害薬事コーディネーターの体制整備および多機関との連携強化を図るため、研修会等を開催するとともに、災害時における感染対策に必要な消毒薬、医薬品等の備蓄体制の強化を図ります。
- ⑯県立学校施設における安全性を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に外壁等の老朽化対策を進めます。あわせて、普通教室棟のトイレの洋式化など、設備面での機能の向上にも引き続き取り組めます。

- ⑰公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、令和3年度にすべての対策が完了できるよう取組を進めます。それ以外の非構造部材の耐震対策については、各市町の取組が円滑に進むよう、引き続き、市町等学校設置者に国の財政支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、国に対して、十分な財源確保と制度の拡充を要望していきます。
- ⑱消防団員を確保するため、市町および三重県消防協会と連携し、機能別消防団員制度の導入を支援するとともに、女性や学生など幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げられるよう加入促進に継続して取り組み、消防団の充実・強化を図ります。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進に取り組みます。
- ⑲高圧ガス等の産業保安については、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

*「○」のついた項目は、令和3年度に特に注力するポイントを示しています。

2 「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポートについて

1 三重県防災・減災対策行動計画

「三重県防災・減災対策行動計画」（以下「行動計画」という。）は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から本県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画として、平成30年3月に策定されました。

本計画は、「三重県防災対策推進条例」（平成21年三重県条例第8号）に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画です。

（参考：「三重県防災対策推進条例」第10条第2項）

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

2 施策体系

「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、同計画の構成（部・章・節）に合わせて【施策の柱】、【施策項目】、【施策小項目】からなる施策体系を定め、その体系に沿った具体的な179項目の「行動項目」を掲げています。

【施策の柱】では、講じるべき対策を時間軸の観点から大きく区分し、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策および発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を設定しています。

3 計画期間

5年間（平成30年度～令和4年度）

4 進行管理

行動計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図っています。全体の進行管理については、行動計画に基づく主な防災・減災対策の取組結果について検証のうえ、実績レポートとして防災対策部でとりまとめ、毎年度公表することとしています。

5 取組実績

（1）計画の達成度と施策別の進展度

① 計画全体の達成率

令和2年度末における計画全体の達成率は、85.5%となり令和元年度の達成率94.1%より低下しました。

※全体の達成率：すべての行動項目の達成率の平均値

② 施策別の進展度

施策の柱	施策番号	施策項目	達成率	進展度
計画全体			85.5%	B
災害予防・減災対策	1	自助・共助を育む対策	69.0%	D
	2	安全な避難空間の確保のための対策	87.1%	B
	3	災害に強いまちづくりを推進するための対策	94.7%	B
	4	緊急輸送の確保	97.8%	B
	5	防災体制の整備・強化	94.0%	B
	6	特定自然災害への備え	83.8%	C
発災前の直前対策 および発災後対策	7	災害対策本部機能の確保	95.7%	B
	8	緊急輸送機能の確保 及び社会基盤施設等の応急復旧	100.0%	A
	9	救助・救急及び医療・救護活動	66.7%	D
	10	避難及び被災者支援等の活動	61.9%	D
	11	救援物資等の供給	86.7%	B
	12	特定自然災害対策	100.0%	A
	13	復旧に向けた対策	100.0%	A
復旧・復興 対策	14	復旧・復興対策	100.0%	A

※進展度について

進展度の区分	行動項目の達成率
A：進んだ	100%
B：ある程度進んだ	85%以上 100%未満
C：あまり進まなかった	70%以上 85%未満
D：進まなかった	70%未満

(2) 主な成果

① 災害予防・減災対策

【施策項目1 自助・共助を育む対策】

地域、企業等における防災対策や人材育成、自主防災組織や消防団、ボランティア等の活動支援、児童生徒等にかかる防災教育などを通じ、自助・共助を育む対策を実施しました。

施策全体では、啓発事業や研修事業が中止になるなど、多くの取組が新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響を受けたことから、県民の皆さんの防災意識の向上を継続的に図っていくため、コロナ禍においても実施可能な取組手法を検討し、計画に基づく取組を進めていく必要があります。

- ◇住宅耐震化を促進するための戸別訪問数は感染症の影響で減少しましたが、耐震性のない空き家等の除却件数が大幅に増えたことで、地域の耐震安全性の向上を図ることができました。
- ◇感染症の影響で、多くの地域で防災活動がとりやめになったことから、防災講話や防災啓発車による啓発回数は減少しましたが、マスメディアや県ホームページを活用し、避難所における感染症対策について情報発信を行うなど、県民の皆さんの自主的な避難行動の促進を図りました。
- ◇小学1年生・4年生、中学1年生及び高校1年生に防災ノートを配布し、学校における防災教育の充実を図るとともに、教職員等を対象とした研修をオンライン形式で開催し、学校防災リーダーを担う人材の育成に取り組みました。

【施策項目2 安全な避難空間の確保のための対策】

大規模地震の発生に備え、安全な避難空間を確保し、適切に避難するための対策等を実施しました。

現在9市町で取り組んでいる「Myまっぷラン」を用いた地区の避難計画の策定については、インターネット上でハザードマップを確認しながら避難経路図の作成が行える「Myまっぷラン+（プラス）」も活用して取組を進め、県民の皆さんの避難行動の促進を一層図っていく必要があります。

- ◇福祉避難所の確保や円滑な運営のための実務研修を行ったほか、社会福祉施設や社会福祉協議会の専門職員を対象に養成講座を開催し、福祉避難所の運営等を担う災害時福祉支援リーダーの育成に取り組みました。
- ◇コロナ禍での避難のあり方について観光関係者を対象にオンラインで講義を実施し、観光防災の取組を推進しました。

【施策項目3 災害に強いまちづくりを推進するための対策】

建築物や公共施設、危険物施設の耐震化や、地盤災害防止対策、二次災害対策など、主にハード対策を中心とした対策を講じました。

- ◇河川の洪水対策として、堆積土砂や河川・ダム施設の定期点検、河川の浸水想定区域図（累計142河川）の作成、設置した危機管理型水位計の運用（累計211箇所）を行い、洪水被害の防止・軽減を図りました。
- ◇土砂災害対策として、土砂災害防止施設の整備（着手箇所：累計936箇所）や土砂災害警戒区域の指定（指定率98%）を行い、災害の未然防止対策を進めました。
- ◇農地・森林の防災対策として、排水機場の対策工事や治山施設整備（山地災害危険地区着手箇所：累計2,208箇所）に取り組み、災害の未然防止対策を進めました。

【施策項目4 緊急輸送の確保】

災害時の緊急輸送体制を確保するために必要な陸上輸送対策、航空輸送対策、海上輸送対策等を講じ、緊急輸送ネットワークの形成を図りました。

- ◇東海環状自動車道において（仮称）北勢IC～大安IC間のすべての用地取得が完了したほか、近畿自動車道紀勢線の整備等が行われるなど、道路ネットワーク機能の強化が進みました。
- ◇緊急輸送道路に指定されている県管理道路上の橋梁の点検等を行い、災害発生時の輸送機能の確保を図りました。

【施策項目5 防災体制の整備・強化】

県や関係機関の災害対策活動体制を事前に整備するための対策を講じました。

- ◇三重県職員防災人材育成指針（令和2年3月策定）を踏まえて作成した令和2年度三重県職員防災人材育成計画に基づく研修やOJTの取組を着実に進め、すべての職員を対象とした防災人材の育成に取り組みました。
- ◇南海トラフ地震を海底で即時検知するDONETを活用した津波予測・伝達システムについて、既に運用を開始している県南部地域に加え、伊勢湾沿岸市町への展開を図るため、システム導入に向けた市町への説明を行うとともに、気象業務法上の手続きなど早期の導入に向けた取組を進めました。
- ◇災害時に必要な医療が提供されるよう、BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアル（病院BCP）の整備を促進し、目標を上回る58施設で病院BCPが整備されました。
- ◇三重県市町受援計画策定手引書を活用した市町向け研修会などを行い、17市町において受援計画が策定されました。

【施策項目6 特定自然災害への備え】

防災啓発や地域の避難体制の確保を推進するなど、局地的大雨、竜巻、大雪等への対策を進めました。

感染症の影響により実施回数が減少した防災講話などの啓発活動に引き続き取り組むとともに、地区防災計画の策定が進んでいない市町に対して速やかな策定を支援していく必要があります。

- ◇適切な避難行動につながる情報をより多くの人々に届けるため、台風接近時等には气象台とも連携しながら、「防災みえ.jp」の登録制メールや、Yahoo!防災速報、SNS（ツイッター、LINE）を活用し、わかりやすい表現での情報発信に取り組みました。

② 発災前の直前対策および発災後対策

【施策項目 7 災害対策本部機能の確保】

発災直後からの災害対策活動体制を確立するため、災害対策本部の機能を確保・強化する取組を行い、自衛隊・海上保安庁との連携強化や、広域的な応援・受援体制に基づく訓練などを実施しました。

◇県と市町が連携して災害対策を行うため、市町タイムライン基本モデルを用いた支援を行い、全ての市町でタイムラインの策定が完了しました。

◇令和2年度は11月に伊勢市、玉城町、度会町で三重県総合防災訓練を実施しました。また、コロナ禍での災害発生を想定した総合図上訓練を2回（9月、2月）実施し、災害対応力の向上を図りました。

◇「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」を策定し、感染対策を図りながらボランティアを受け入れることができるよう取組を進めました。

【施策項目 8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧】

災害対策にあたる人員や物資の輸送のための緊急輸送機能の確保対策に加え、公共施設やライフライン施設の復旧・保全対策を講じ、応急対策活動を実施するために必要なインフラ施設の保全及び二次災害の防止を図りました。

◇緊急輸送道路等の確保を目的として道路啓開訓練等を実施し、災害発生時における被災者救助や物資輸送等の災害対策活動に備えました。

◇関係機関が適時的確な行動をとれるよう水位周知河川を対象に作成した「水害対応タイムライン」を適切に運用し、洪水時の被害軽減を図りました。

【施策項目 9 救助・救急及び医療・救護活動】

発災後、72時間を目標とした救助・救急活動、同時多発火災や延焼拡大を防ぐための消防活動、救出した負傷者の命を救うための医療・救護活動についての対策を講じました。

医療関係者を対象とした研修・訓練のうち感染症の影響により実施できなかったものがあったことから、感染症の状況を踏まえつつ、引き続き取組を進めていく必要があります。

◇密を避けるため、毎年度多くの人々が参加し実施している災害医療コーディネーター研修やSCU設置・運営訓練は中止となったものの、保健所において地域別に訓練・研修を実施し、地域における災害医療ネットワークの連携強化を図りました。

【施策項目 10 避難及び被災者支援等の活動】

避難行動要支援者や要配慮者の支援強化、学校や幼稚園・保育園等における児童生徒、園児等の避難対策や、避難所の開設及び運営、ボランティアによる支援、避難者の健康管理や災害警備活動等、様々な災害対策活動に必要な支援体制の強化や実効性を高める訓練等に取り組みました。

感染症の影響により学校における避難訓練等の取組数が減少したことから、感染症対策を講じながら、引き続き取組を進めるとともに、災害時のこころのケア活動や、避難所での衛生管理体制の確保などの取組を進めていく必要があります。

◇桑員地域における広域避難を円滑に実施するため、桑員2市2町、県桑名地域防災総合事務所で構成する桑員地域防災対策会議が「桑員地域広域避難タイムライン」を策定し、令和3年4月1日から運用を開始しました。

◇市町、観光事業者、観光関係団体とともに、外国人を含め、観光客が災害発生時に適切な行動をとれるよう避難訓練を実施し、観光客を円滑に誘導できる体制づくりを進めました。

◇感染症の影響で、「避難所情報伝達キット」を活用した訓練は中止となったものの、翻訳業務に焦点を当てたオンラインでの訓練を開催し、外国人被災者への情報提供能力の向上を図りました。

【施策項目11 救援物資等の供給】

避難者の支援等に必要食料などの救援物資について、輸送手段を確保し供給体制を構築するための訓練等を実施しました。

◇大規模災害時を想定した、三重県水道災害広域応援協定に基づく応援要請等の情報伝達訓練を北勢地域の5市5町で実施し、市町水道事業者の応急給水活動にかかる連絡体制の強化を図りました。

【施策項目12 特定自然災害対策】

局地的大雨、竜巻、大雪等に備えるため、道路啓開体制や防災情報の収集・伝達体制を強化しました。

◇防災情報プラットフォームやLアラートを活用した訓練を行い、迅速かつ的確に防災情報の収集・伝達を実施できるよう体制の強化を図りました。

【施策項目13 復旧に向けた対策】

復旧・復興に必要な活動が早期に行えるよう、災害廃棄物処理、住宅確保の対策等に取り組みました。

◇県と応援協定を締結している市町等で豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理に係る訓練（図上演習）を実施し、災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図りました。

◇被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成し、大規模災害発生時の復旧に向けた対策強化を図りました。

③ 復旧・復興対策

【施策項目14 復旧・復興対策】

大規模災害からの復旧・復興を果たすため、生活再建に向けた支援体制の整備や復興体制の整備に向けた情報共有を行いました。

◇みえ防災・減災センターで、市町都市計画担当者向けに復興手順や復興体制の確立に向けた研修を行い、市町の人材育成に取り組みました。

6 取組の総括と今後の取組方向

(1) 取組の総括

施策別では、「8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧」「12 特定自然災害対策」「13 復旧に向けた対策」「14 復旧・復興対策」の進展度がAとなり、進展度がBとなったものも含め、多くの施策で進捗が図られました。

一方、令和2年度の取組は感染症の影響を強く受ける結果となり、関係者を集めて開催する検討会や研修会等については、オンラインによる開催など工夫をしながら取り組み、一定の成果を得ることができましたが、特に年度前半においては中止となったものも多かったことから、「1 自助・共助を育む対策」「6 特定自然災害への備え」「9 救助・救急及び医療・救護活動」「10 避難及び被災者支援等の活動」の4つの施策においてCまたはD評価となりました。

このため、コロナ禍においても取組を推進できるよう各取組主体が検討し、実施していくとともに、進捗に遅れが見られる取組については、あらためて各取組主体と緊密に連携して進めていく必要があります。

また、「みえ県民意識調査」においては、地域や社会の状況を尋ねる項目で、「災害の危機意識への備えが進んでいる」ことを実感している層が、本計画実施前（平成30年1月～2月実施）の32.8%から、直近の調査（令和3年1月～2月実施）で34.2%と1.4ポイント増加し、一定の取組成果が認められており、現計画に基づき、引き続き取組を推進していくことが重要です。

(2) 今後の取組方向

感染症により社会経済活動が制限される状況においても、行動計画に基づく取組を着実に推進できるよう、オンラインを活用した事業の実施など、新しい生活様式に対応した具体的な手法を検討し、必要な防災・減災の取組を進めていきます。

また、県民の皆さんへの情報発信においては、避難所における感染対策の徹底や、安全な親戚・知人宅等への避難を行う感染予防に留意した避難行動など、一人ひとりが適切な防災対策に取り組んでいただくよう、様々な機会や広報メディアなどを通じて働きかけを行っていきます。

実際に災害が発生した際には、県や市町、防災関係機関等による「公助」の取組のほか、県民の皆さんや地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠であることから、地域や事業者を含めて防災に関わる人材の育成を進め、それぞれの取組主体が自らの役割を担い、協力して取り組んでいくことが重要です。

今後も、「三重県防災・減災対策行動計画」に掲げた目標の達成に向けて取組を進めることで、防災対策は特別な活動ではなく日々の生活と一体のものであるという「防災の日常化」の定着を図り、災害に強い三重をつくるため取り組んでいきます。

3 適切な避難行動の促進について

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨など近年の災害においては、避難情報が分かりにくいといった課題が明らかになるとともに、避難をしなかったことや、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者の被災等が多く発生し、災害時における早期避難の重要性が改めて浮き彫りになりました。

また、令和3年4月には、「災害対策基本法」が改正され、避難情報の内容やその発令方法など、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難確保のための制度の見直しが行われました。

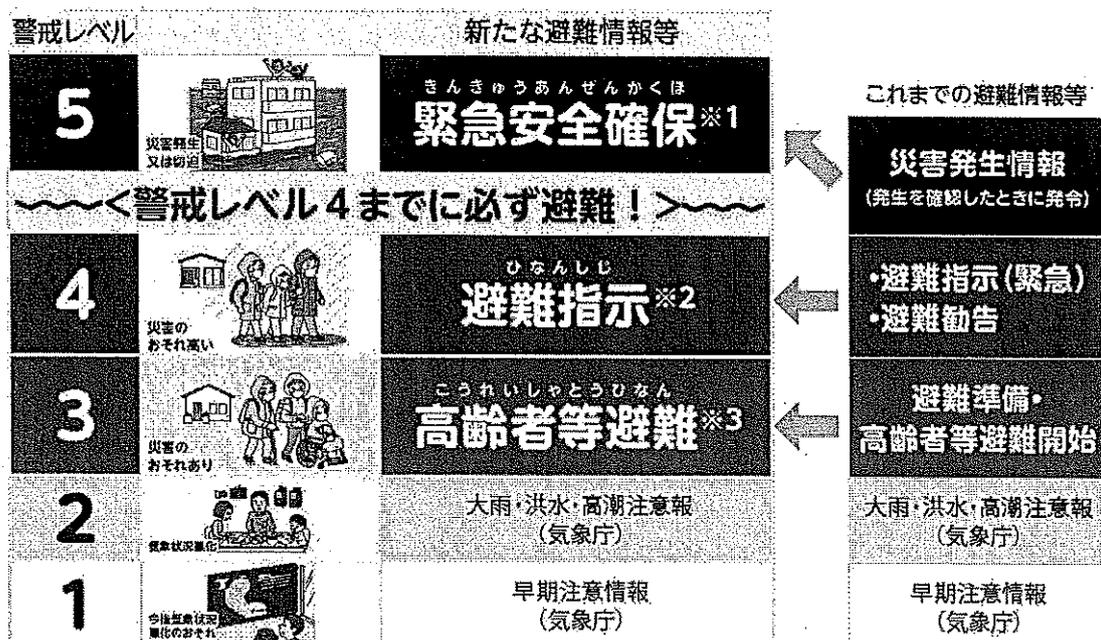
本県においても、県民の皆さんの生命と身体を災害から守るため、県民の皆さんが適切な避難行動をとることができるよう、法改正に伴う「新たな避難情報等」の周知・啓発を行うとともに、避難所や社会福祉施設における実効性ある避難行動の促進や、県民の皆さんの避難行動を促進するための情報収集・情報発信の取組を進めていきます。

1 避難情報見直しへの対応

(1) 見直し内容

災害時の避難行動を促す避難情報は、「災害対策基本法」の改正により、令和3年5月20日から「新たな避難情報等」を用いて伝えられることになりました。

これまでの「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化されるとともに、警戒レベル3は「高齢者等避難」となり、高齢者や障がいのある方など避難に時間がかかる方はすみやかに避難を行うこととされました。また、警戒レベル5は「緊急安全確保」となり、命が危険な状況であり直ちに安全確保を行うこととされました。



警戒レベルと避難情報等の新旧比較
 (内閣府「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」より)

(2) 県民への普及・啓発

避難情報の見直しについて、本格的な出水期を迎える中、県民の皆さんに幅広く速やかに周知するため「県政だよりみえ6月号」で特集記事を掲載するとともに、テレビやラジオ、インターネット動画など様々なメディアを通じて広報を行うことで、避難に関する防災意識の醸成を図っています。

また、避難情報に基づき県民の皆さんが行う避難行動を支援するため、一人ひとりが避難計画を作成することができる「Myまっぷラン+ (プラス)」を「県政だよりみえ」やテレビ・ラジオで紹介し、活用を呼びかけました。

(「県政だよりみえ」6月号特集記事に連動したメディア展開)

- 6月1日 県HPでの「県政だよりみえ」6月号特集記事に係る知事メッセージ公開
- 6月20日 三重テレビ「県政だよりみえ」
- 6月29日 FM三重「聴いところ！知っとこ！10minみえ！」
- 6月30日 CBCテレビ「よしお兄さんの”もっと”パパにみえてきましたね」

(3) システムの改修

本県では、「防災みえ.jp」ホームページで表示される避難情報に警戒レベルを付して表示しており、今回の新たな避難情報の改正内容にも対応するようシステムの改修を行いました。

(4) 県民への情報発信

県民の皆さんが自らの判断で迅速・適切な避難行動を行えるよう、引き続き「防災みえ.jp」ホームページや登録制メール、SNS（ツイッター、LINE）を活用して、新たな避難情報に基づいた防災情報の提供や、避難に関する呼びかけを行っていきます。

2 新しい生活様式に対応した避難所アセスメント

県民の皆さんの迅速な避難行動を促進するには、コロナ禍においても災害時に県民の皆さんが躊躇することなく安心して避難所に避難できることが重要です。

このため令和3年度は、避難所の感染症防止対策について検証を行い、新しい生活様式に対応した避難所運営の確立・定着を図る避難所アセスメントを行うこととし、5月中旬から取組を進めています。

(1) 事業の実施状況

全ての市町を対象に、各市町が選定した避難所（各市町1～2か所）に対して、みえ防災・減災センターと連携を図り、有識者の協力を得て書面によるアセスメントを実施しています。

【基本的な調査事項】

- ・運営体制（要配慮者のニーズ把握法、在宅避難者の受付名簿 など8項目）
- ・運営ルール（運営・設営訓練の実施、女性参加の検討状況 など9項目）
- ・生活環境整備（車中泊、テント泊などの場所設定の有無 など20項目）

【感染症対策に関する調査事項】

- ・感染症対策の知識（正しい手指消毒方法やタイミングの理解 など12項目）
- ・避難所開設準備時（感染症対策を含むマニュアルの有無 など11項目）
- ・避難所運営時（検温の方法、共有スペースの感染対策 など26項目）

（2）アセスメントの途中経過

現在、内容の分析を進めているアセスメントの調査票からは、昨年度本県が改訂した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」などを参考に、多くの避難所で感染症対策を明記した避難所運営マニュアルの整備が行われていることや、感染症対策に必要な物資等の準備が進められていることなど、避難所における感染症対策が一定進められていることが確認できました。

一方、避難者が発症した場合に備えて管轄保健所や市町内の医療保健福祉部署等との連携体制が整備されていると回答した避難所は一部にとどまるなど、課題も見受けられます。

今後、有識者による評価を行い、改善すべき課題や他の避難所の参考になるポイント等を「書面避難所カルテ」として整理することで、各市町における避難所運営の改善や見直しへの活用を図っていきます。

（3）今後の進め方

希望する市町（5～6市町予定）から各1か所の避難所を選定し、避難所運営訓練にあわせて実地で避難所アセスメントを実施し、書面によるアセスメントだけでは把握できない課題等の洗い出しを行います。

また、避難所アセスメントにより得られた知見等は、特に重要なものについては随時市町等と情報共有するとともに、市町や自主防災組織リーダー等を対象とした報告会を開催（12月予定）してその共有を行います。また、本県の「避難所運営マニュアル策定指針」の改訂に反映することで、新しい生活様式に対応した避難所運営等のノウハウを全市町に広げていきます。

さらには、避難所アセスメントにより明らかになった課題等に対応するため、地域減災力強化補助金により、市町や各避難所の取組の支援を進めていきます。

3 社会福祉施設における実効性のある避難対策

逃げ遅れなどによる被害が発生することを防止するため、災害危険度の高い地域等に立地する高齢者施設及び障がい者施設からモデル施設(5施設程度)を選定し、有識者の協力を得て実効性の高い避難確保計画の策定等を行う「風水害避難対策強化事業」を実施します。

(1) 事業の実施状況

①避難確保計画の課題整理(実施中)

現在、既に選定したモデル施設の避難確保計画の内容確認を進めており、今後、施設の訪問調査を行い、避難開始の判断や避難の方法など、避難確保計画の課題整理を行います。

②キックオフ講演会

事業開始の周知と啓発を目的に、市町や社会福祉施設等を対象とした講演会を開催し、近年の事例等を通じて風水害時の避難行動の重要性を改めて呼びかけ、各施設等が避難対策の必要性を認識し取組を進める機会とします。

開催日	6月28日(月)
開催方法	実地講演会(鳥羽市内) 及び 他市町施設等へオンライン配信
講演者	三重大学大学院工学研究科 川口淳准教授
内容	ア) 水防法等に基づく「避難確保計画」の作成及び訓練の実施 イ) 災害危険度の高い地域に立地する社会福祉施設の避難対策の現状と必要な対策 ウ) 鳥羽市における取組事例紹介

(2) 今後の進め方

①地域調整会議における課題検討と実地訓練(7月～)

有識者やモデル施設の職員、市町担当者のほか、地域の住民が参加する地域調整会議において課題解決の方法等を検討し、避難確保計画の見直しを行います。

さらに、実地訓練を行ってその実効性を検証し、結果をあらためて避難確保計画に反映します。

②成果の活用

モデル施設における取組事例集を作成し(12月)、研修会などで活用するとともに、災害危険地域に立地する社会福祉施設等への配布等を通じて、他の施設においても同様の取組が実施されるよう支援していきます。

また、災害危険地域に立地する社会福祉施設等の所在地を防災情報システムのマップ上で確認できるようシステム改修を行うことで、各施設の被災リスクを的確に把握し、迅速な災害対策活動を行っていきます。

4 災害対策活動における情報収集体制の強化と迅速な情報発信

災害対策活動における情報収集体制の強化を図るとともに、県民の皆さんのより適切な避難行動を促進するため、これまで速やかに入手することが困難であった災害発生のおそれのある状況や発生直後の現場等からの情報を、AIやSNSを活用し、リアルタイムに収集したうえで、県民の皆さんの避難行動促進につながる迅速な情報発信を行っていきます。

(1) AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化

市町職員や消防団員等が現場で入手した情報を、LINEを使って県災害対策本部のシステムに送信すると、AIが自動的に「氾濫・決壊」、「土砂災害」などの災害種別を分類して地図上にマッピングすることで、災害の発生状況をリアルタイムに把握できるシステムを導入し、令和2年度から6市1町での暫定運用を開始しました。

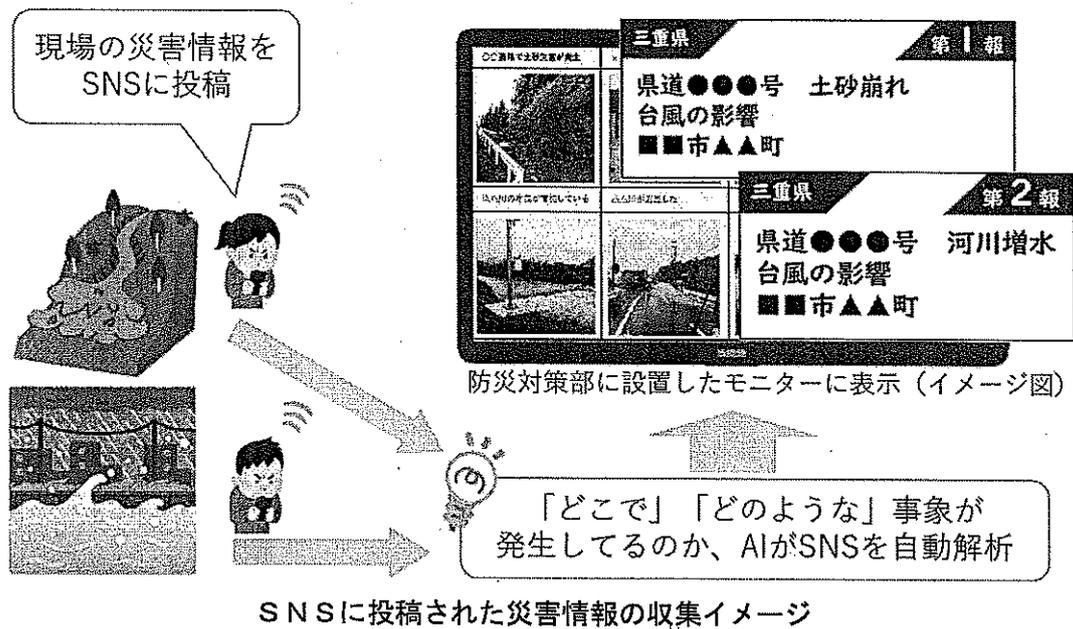
令和3年度は、令和2年度に運用を行った市町の利用者からいただいた意見を踏まえ、新着情報の表示とコメント入力ができる新たな機能を追加する改善を行うとともに、全市町を対象とした説明会を開催の上、運用しています。

(2) AIを活用したSNSに投稿された災害情報の活用

災害対策活動において、災害情報をより広範囲かつ迅速に把握するため、SNSに投稿された情報から、AIがリアルタイムに災害等の情報を収集し、監視できるシステムを、令和3年6月から新たに導入しました。

①機能

ツイッターやフェイスブック等のSNSに投稿された情報をAIが解析し、県内で発生した可能性がある災害情報を自動的に抽出し、「どこで」、「どのような事象が発生しているか」の情報が、防災対策部に設置したモニターに表示されます。



②期待される効果

前項の「(1) AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化」とあわせて活用することにより、市町職員や消防団員等が入手する情報に加え、より広範囲の情報を迅速に把握することができます。

河川の越水、土砂崩れ、大規模冠水など、県民の皆さんに注意喚起を行う必要がある情報は、市町へ共有するとともに、状況に応じて防災対策部が運用しているLINEやツイッターにより情報提供を行い、県民の皆さんの避難行動を促進します。

(3) 今後の取組

システムの有用性や運用上の改善点を検討する参考とするため、令和3年出水期終了後に、市町職員を対象にしたアンケート調査を実施して調査結果をとりまとめ、災害対策活動における情報収集手段として、より実効性あるものに改善していきます。

4 審議会等の審議状況について
(令和3年2月17日～令和3年6月1日)

1 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	令和3年3月23日
3 委員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 伊藤 昇一、外 62 名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画（地震・津波対策編） 令和3年3月修正案について 2 三重県地域防災計画（風水害等対策編） 令和3年3月修正案について 3 三重県水防計画 令和3年度変更案について
5 調査審議結果	上記3件の諮問について了承

2 三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	令和3年3月23日
3 委員	本部長 三重県知事 鈴木 英敬 本部員 警察庁中部管区警察局長 伊藤 昇一、外 22 名
4 諮問事項	1 三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正案について
5 調査審議結果	上記1件の諮問について了承